

地区計画 図面記載方法一覧

地区計画の届出をするにあたり、建替えのルール（地区整備計画）の内容に基づく各図面への記載方法を明示します。

なお、各地区計画等の共通の記載方法になりますので、こちらに記載の無い内容については個別にお問合わせください。

項目	記載図面	図面への記載方法
用途の制限	届出書	用途欄に記載。共同住宅・長屋の場合は戸数まで記載。
容積率の最高限度	求積図	容積率及び算出式を記載。
敷地面積の最低限度	求積図	最低敷地面積を下回っている場合は、ルールが定められる前から、敷地面積が下回っていたことのわかる資料等を提出してください。 ※当時の建築計画概要書や登記簿謄本等
壁面の位置の制限	配置図 平面図	外壁又はこれに代わる柱の面までの有効距離を記載。
壁面後退区域における工作物設置の制限	配置図	壁面後退区域に門・塀等の「工作物設置なし」と記載。
高さの最高限度	届出書 立面図	最高高さを記載
形態又は色彩その他意匠の制限	立面図	外壁・屋根の凡例と共に、黒系、白系、グレー系、ブラウン系など系統を記載。（白黒図面であること） ※景観計画区域の一般地域で景観協議対象規模の場合又は景観形成重点地区の場合は、景観協議で協議済の立面図を添付。（カラー図面可）
垣又はさくの構造	届出書 配置図	道路境界線側に設置する仕様と高さを記載。設置しない場合は「垣またはさくの設置なし」と記載。 【例】 CB3段(H=600)+メッシュフェンス(H=1000)
土地の利用に関する事項	配置図	樹木や緑化の記載若しくは「敷地内の緑化に努める」と記載。 ※西台二丁目周辺地区地区計画で環境緑地の指定がある場合は、環境緑地の面積及び範囲の記載。

※一覧表に記載の無い内容で不明な点がある場合は、お問合せください。